明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二五五）　三

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（二五六）　四

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令等の一部を改正する政令（二五七）　四

〔府　令〕

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**六四）　五

○有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令（**同**六五）　五

〔省　令〕

○寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令（**総務**一〇四）　五

○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（**法務**四二）　五

〔告　示〕

○衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件（**中央選挙管理会**二二）　六

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（**法務**五〇七、五〇八）　六

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（**同**五〇九）　六

○不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件（**同**五一〇）　六

○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十一年度の初日から平成二十一年九月三十日までの輸入数量を告示（**財務**三五二）　七

○平成二十一年度の初日から平成二十一年九月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示（**同**三五三）　七

○平成二十一年度の初日から平成二十一年九月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示（**同**三五四）　七

○関税暫定措置法第八条の四第一項の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなった特定特恵鉱工業産品等及び月を告示する件（**同**三五五）　七

○財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件（**同**三五六）　七

○財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件（**同**三五七）　七

○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（**国税庁**一二、一三）　七

○薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（**厚生労働**四六〇）　八

○薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件（**同**四六一）　八

○医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件（**同**四六二）　八

○薬事法施行令第八十条第二項第七号ハの規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件（**同**四六三）　八

○厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件（**同**四六四）　八

○独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条の規定に基づき、農林水産大臣が定める平成二十一事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第一項第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件の一部を改正する件（**農林水産**一五二三）　九

○東京穀物商品取引所の組織変更の認可申請に係る件（**同**一五二四）　九

○貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第六号イの規定に基づき、貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第六号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を定める件（**経済産業**三二二）　九

○電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則第三条第二項の規定に基づき、経済産業大臣が定める量を定める件（**同**三二三）　九

○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第三条第一項及び第六十六条の地方運輸局等を指定する件の一部を改正する件（**国土交通**一一五一）　一〇

○やんばる（安波）鳥獣保護区を指定した件（**環境**六四）　一〇

○やんばる（安田）鳥獣保護区を指定した件（**同**六五）　一〇

○やんばる（安田）特別保護地区を指定した件（**同**六六）　一〇

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。